

協業組合制度の運用について（抜粋）

42 企庁第 1420 号

昭和 42 年 10 月 13 日

1 協業組合の設立の認可

- (1) 協業組合の設立の認可に当たっては、協業により生産性の向上に寄与するものであると認められる限り、すべての業種について積極的に設立を認める方針とするものとする。ただし、中小企業近代化促進法に基づいて指定された業種について、設立もしくは組織変更、または指定された業種へ事業の転換をしようとするときは、同法に基づく中小企業近代化基本計画および実施計画を参照されることとされたい。

2 事業の転換の認可

- (1) 協業組合の基本的性格は、中小企業者等の従来営んでいた事業の統合にあるが、法は主務大臣の特別の認可を受けることによって当該転換にかかる事業を行なうこととしている。この場合の主務大臣の認可については、とくに認可基準の定めがないが、「需給構造その他の経済的事情が著しく変化したため事業の転換を行なう必要」があると客観的に認められる場合、すなわち需要構造あるいは供給構造といった構造自体の変化をもたらすような主として長期的、すう勢的な変化を指すものであるので、この点を考慮の上認可すること。
- (2) また、事業の転換は、必ずしも従来事業を全く廃止して新規事業を行なう場合に限らず、協業に係る対象事業を継続して、将来における成長の見込みがないときあるいは企業としての存立が困難であると判断される場合に、将来、当該転換にかかる事業に比重を移すことを前提として、従来事業を併せ行なうこととしても差し支えない。

協業組合の設立等認可関係事務の取扱いについて（抜粋）

42 企庁第 1428 号

昭和 42 年 10 月 13 日

②事業

協業組合の事業は、組合員となろうとする中小企業者等の従来事業活動の全部または一部を協業する事業またはその関連事業もしくはこれらに附帯する事業に原則として限定され、経済事情の著しい変動により事業の転換が必要である場合には主務大臣の認可を受けてその転換にかかる事業を行なうことになっている。

これらの事業については、法第 5 条の 8 の規定により組合員は就業の禁止義務が課せられることになり、違反した場合は除名の原因となるものであるから、事業の範囲は明確に、かつ具体的に記載させること。また、設立当初から中小企業者等の事業を協業せずに、関

連事業のみを行なうことはできず、さらに協業対象事業を廃止してから相当の期間後に新たにその関連事業を開始することも許されないので留意すること。

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の運用について（抜粋）

3 企庁第 1325 号

平成 3 年 6 月 12 日

4. 協業組合の事業転換の認可について

協業組合の事業転換については、主務大臣の特別の認可を要することとされているが、この認可は従来極めて制限的に行われており、結果として協業組合が事業転換を行うことができず、新規事業を実施するために別法人の設立等に対応せざるをえなかったというケースも見られるところである。

しかし、我が国の産業構造全体の転換が進展する中で、中小企業も積極的に事業転換を図ることが求められており、協業組合も、事業経営体として存続・発展するために事業転換が必要とされる場合が増加していると考えられる。

そこで、協業組合の事業転換の認可に当たっては、上記のような情勢の変化も踏まえつつ、弾力的な運用を図ることが摘要と考えられる。具体的な認可の基準については、「協業組合制度の運用について」（昭和 42 年 10 月 13 日付け 42 企庁第 1420 号）が引き続き有効であるが、同通達に関しては次の点に留意されたい。

①同通達 2（1）中「『需給構造その他の経済的事実が著しく変化したため事業の転換を行なう必要』があると客観的に認められる場合」に該当する旨の説明は、必ずしも公的な統計に基づいて行わなければならない訳ではなく、業界団体の統計その他の信頼できる資料により説明することも可能であること。

②同通達 2（2）中「将来、当該転換にかかる事業に比重を移すことを前提として、従来の事業を併せ行なうこととしても差し支えない」とあるのは、当該協業組合の事業全体において新規事業の割合が将来増大していくとの見通しのもとに従来事業を継続しても差し支えないという趣旨であって、事業全体に新規事業が占める割合が半分を超える見通しであることまで求めるものではないこと。